

備えの種をまこう。 ↗

大豆共済

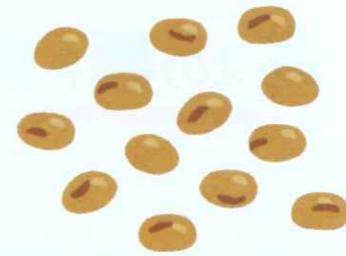
P2 引受方式を選択できます

P3 掛金の55%を国が負担します



01 対象となるのは

大豆（黒大豆の品種や未成熟のまま収穫されるものを除きます）



02 加入できるのは

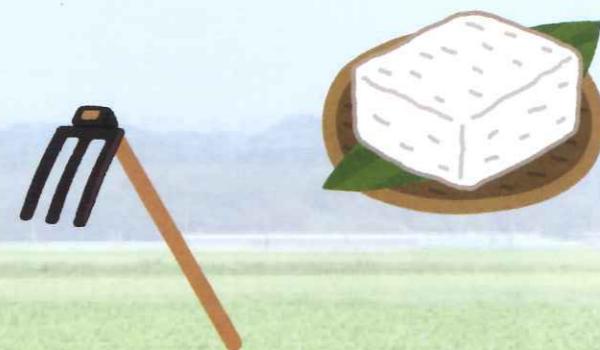
- 大豆を10a以上栽培している農業者（農業法人、生産組織を含む）
- 加入については、大豆を栽培する全ての耕地をお申し込みください。

03 対象となる共済事故

風水害、干害、冷害、雨害湿潤害、土壤湿潤害、その他気象上の原因による災害
(地震および噴火含む)、火災、病虫害、鳥獣害

04 共済責任期間

発芽期(移植する場合は移植期)から収穫期



05 加入申し込み期間

5月1日～5月20日

5月1日～6月1日(播種した耕地すべてが麦跡栽培または品種が里のほほえみの場合)

06 選択できる引受方式

| 引受方式 | 内容（最高補償割合を選択した場合） | 選択できる補償割合 |
|------------|---|----------------|
| 全相殺方式 | 農業者ごとに、最近5か年の出荷実績等を基に設定した基準収穫量の1割を超える減収量があった場合に共済金を支払います。 | 9割 8割 7割 |
| 帳簿全相殺方式 | 農業者ごとに、最近5か年の青色申告書又は白色申告書及びその関係書類等を基に設定した基準収穫量の1割を超える減収量があった場合に共済金を支払います。 | 8割 7割 6割 |
| 半相殺方式 | 農業者ごとに、耕地ごとの減収量の合計がその加入者の基準収穫量の2割を超えた場合に共済金を支払います。 | 9割 8割 7割 |
| 地域インデックス方式 | 農業者ごとに、市町ごとの統計データによる減収量がその基準収穫量の1割を超えた場合に共済金を支払います。 | 9割 8割 7割 |

- 全相殺方式の加入については、収穫量のおおむね全量をJA等の出荷資料により確認できる農家に限定しています。

- 帳簿全相殺方式の加入については青色申告又は白色申告書及びその関係書類から収穫量が適正に確認できる農家に限定しています。
- 全相殺方式の基準収穫量は、その農業者の最近5か年の出荷実績等をもとに定めた単収(10a当たり収穫量)に栽培面積を乗じたものです。
- 半相殺方式の基準収穫量は、毎年県が通知する単収等をもとに、耕地ごとの成績を参考にして定めた単収に栽培面積を乗じ、合計したものです。
- 地域インデックス方式の基準収穫量は、過去5か年の市町別の統計単収を基礎(5か年中庸3か年平均)とした単収にその市町別の栽培面積を乗じ、合計したものです。

07 共済金額

共済金額とは補償される金額のことです、次のように計算されます。

| 引受方式 | 内 容 |
|------------------|--|
| 全相殺方式 帳簿全相殺方式 | 1kg当たり共済金額 × 農業者ごとの基準収穫量 × 補償割合 |
| 半相殺方式 | 1kg当たり共済金額 × 農業者ごとの基準収穫量 × 補償割合 |
| 地域インデックス方式 | 1kg当たり共済金額 × 農業者ごとに市町別の基準収穫量の合計 × 補償割合 |

※1kg当たり共済金額は、毎年農林水産大臣が定めます。畑作物の直接支払交付金を受ける農業者と受けない農業者では、選択できる1kg当たり共済金額が異なります。

08 共済掛金

共済掛金は、次のように算出されます。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{危険段階別共済掛金率}$$

$$\text{農家負担掛金} = \text{共済掛金} - \text{国庫負担(共済掛金の55%)}$$

※別途、賦課金が加算されます

- 共済掛金の55%を国が負担します。

- 加入者ごとに、過去の共済金支払状況により危険段階別共済掛金率(21段階)が設定されます。被害発生の多い農家は掛金率が高く、少ない農家は掛金率が低くなります。



| 加入方式 | 内容(最高補償割合を選択した場合) |
|------------------|---|
| 全相殺方式 帳簿全相殺方式 | ((加入者の基準収穫量-加入者の収穫量)-(加入者の基準収穫量×0.1)) ×1kg 当たり共済金額 |
| 半相殺方式 | ((被害耕地の基準収穫量の合計-被害耕地の収穫量の合計)-(加入者の基準収穫量×0.2))×1kg 当たり共済金額 |
| 地域インデックス方式 | ((基準単収-当年産の統計単収)×市町別の引受面積)-(基準単収×市町別の引受面積×0.1))×1kg 当たり共済金額 |

- 共済事故以外の原因による減収がある場合には、分割減収量として、共済金が減額される場合があります。
- 畑作物の直接支払交付金の面積払は、当年産の収入に含まれるため、数量払交付金相当を含めた単位当たり共済金額を選択し、一定収穫量以下になると、先に受領した面積払と共済金が重複払いとなることから、この重複分に相当する収穫量を当年産の収穫量に加えて共済金を算定します。

大豆共済重要事項(抜粋)

- 加入申込書に変更があったときは、変更内容を組合までご連絡ください。連絡がないと、共済金を支払いできない場合があります
- 組合から加入承諾を受けた後、原則7月15日までに共済掛金等を納入してください
- 過去に栽培実績がなく基準収穫量が設定できない場合、栽培条件が悪く事故発生が確実と思われるときは、加入できない場合があります
- 災害時には連絡をお願いします。また共済金支払対象になると思われる場合は、損害評価野帳の提出をお願いします。連絡や野帳提出がないと、共済金を支払いできない場合があります
- 全相殺方式では、JA等への出荷報告に加え、収穫しなかった耕地や出荷しなかった収穫物についても忘れずにご連絡ください。適切な損害評価が出来ないと、共済金を支払いできない場合があります
- 通常すべき管理、その他の損害防止を怠ったとき、肥培管理の粗放、不行き届き等により減収したと認められるときには、免責や分割により共済金が減額になる場合があります
- 損害評価にあたっては、収量調査・実測等を行うため耕地に入らせていただく場合があります



加賀・能美グループ
加賀市、能美市、川北町
小松グループ
小松市
TEL 076-239-2355
FAX 076-239-2444
〒920-0007
金沢市田中町か12番地1

金沢・河北グループ
金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
白山・野々市グループ
白山市、野々市
TEL 076-239-2555
FAX 076-239-2444
〒920-0007
金沢市田中町か12番地1

七尾・鹿島グループ
七尾市、中能登町
羽咋グループ
羽咋市、宝達志水町、志賀町
TEL 076-239-2455
FAX 076-239-2444
〒920-0007
金沢市田中町か12番地1

奥能登グループ
輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
TEL 0768-76-2251
FAX 0768-76-8030
〒928-0313
能登町字天坂に1番地1